

介護給付金等の支払事由の拡大について

第一生命保険株式会社（社長 渡邊 光一郎）では、高齢化の進展や医療技術の進歩に対応し、医療・介護分野への取組みを強化してきています。今般、お客さまのニーズが一層高まりつつある介護保障商品について、支払事由を現行よりも拡大し、よりお客さまの期待に応えられるようにするとともに、わかりやすさの向上を図ります。

この支払事由の改訂は2014年1月2日以降実施し、次ページ記載の「2. 対象となる保険種類」にすでに加入されているお客さまについても、保険料を変更することなく支払事由を拡大します。

1. 内容

その1～公的介護保険連動給付を導入します！

現行の支払事由は、「公的介護保険制度において要介護2以上の認定を受ける程度の状態」を身体状態や日常生活動作において介護を要する程度などにより定義したものの（当社独自基準）で、公的介護保険の要介護認定と連動しているものではありません。

2014年1月2日以降は、現行の支払事由に加え、公的介護保険制度において「要介護2以上」の認定を受けられた場合も支払事由となります。

		当社独自基準	公的介護保険連動
↑ 重い ↓ 軽い	要介護5	＜現行支払事由＞ 要介護2以上相当（目安）	＜追加する支払事由＞ 要介護2以上認定
	要介護4		
	要介護3		
	要介護2		
	要介護1		
		← 年齢問わず対象	← 40歳以上が対象 (40～64歳は16疾患に限定)

※2014年1月2日以後、新たに「要介護2以上」の状態に該当し、「要介護2以上」との認定を受けた場合が対象となります。

その2～現行支払事由の要件も緩和します！

当社独自基準による支払事由について、現行は、その要介護状態が「180日間継続し、かつ、回復の見込みがないこと」という要件を設けていますが、2014年1月2日以降は「180日間継続したこと」という要件のみとし、お支払いの対象となる事由を拡げます。

<改訂前後の支払事由>

2014年1月1日まで	2014年1月2日から
<p>つぎの条件をすべて満たしたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> • 所定の要介護状態に該当 • その要介護状態が 180 日間継続 • 回復の見込みがない 	<p>①または②のいずれかに該当したとき</p> <p>①公的介護保険制度において要介護2以上と認定されたとき 追加</p> <p>②つぎの条件をすべて満たしたとき 変更</p> <ul style="list-style-type: none"> • 所定の要介護状態に該当 • その要介護状態が 180 日間継続

2. 対象となる保険種類

介護給付金、介護年金をお支払いする商品	保険料払込を免除する保障を有する商品
<ul style="list-style-type: none"> • 5年ごと(利差)配当付介護年金終身保障保険 • 5年ごと(利差)配当付特定状態収入保障特約 • 介護特約D(H13) • 無配当介護特約(H13) • 介護特約(親型)D(H13) • 無配当介護特約(親型)(H13) • 5年ごと利差配当付年金払介護保障定期保険特約 • 5年ごと配当付介護割増年金移行特約 • 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約 • 5年ごと利差配当付介護割増年金移行特約(H13) • 5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約(H13) • 介護割増年金特約(H13) • 夫婦介護割増年金特約(H13) • 介護割増年金移行特約(H13) • 夫婦介護割増年金移行特約(H13) 	<ul style="list-style-type: none"> • 5年ごと(利差)配当付終身医療保険 • 保険料払込免除特約(H13) • 保険料払込免除特約(契約者型)

!	<p>つぎの商品は、重度の要介護状態のみを支払事由としているため、今回の改訂の対象にはなりません。</p> <p>介護特約D、無配当介護特約、介護特約(親型)D、無配当介護特約(親型)、介護割増年金特約、夫婦介護割増年金特約、(5年ごと利差配当付)介護割増年金移行特約、(5年ごと利差配当付)夫婦介護割増年金移行特約</p>
---	--

3. 保険料について

今回の改訂による保険料の変更はありません。

以上

この資料は、2013年8月時点において、2014年1月2日以後適用する要介護状態に関するお支払事由の変更を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご契約内容の詳細は、専用のパンフレットおよび「保障設計書(契約概要)」など会社所定の資料を必ずお読みください。要介護状態に該当した場合や、該当したのでは?と思われる場合には、当社ホームページ、約款でご確認いただき、担当の生涯設計デザイナーまたはお近くの当社窓口にお問い合わせください。

(登)C13P0241(2013.8.8)©